

議案第 2 1 号

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

障 害 者 介 護 給 付 費 等 の 支 給 に 関 す る 審 査 会 委 員	会 長	日 額 22,700 円	〃
	医 療 薬 剤 関 係 委 員	日 額 22,700 円	〃
	医 療 薬 剤 関 係 委 員	日 額 19,700 円	〃
	保 健 福 祉 関 係 委 員 長	日 額 20,700 円	〃

	保健福祉 関係委員	日額 17,700 円	〃
--	--------------	-------------	---

」を

「

障害者介護 給付費等の 支給に関する 審査会委員	会長	日額 22,700 円	〃
	医療薬剤 関係委員	日額 22,700 円	〃
	医療薬剤 関係委員	日額 19,700 円	〃
	保健福祉 関係委員 長	日額 20,700 円	〃
	保健福祉 関係委員	日額 17,700 円	〃
災害弔慰金 等支給審査 委員会	委員長	日額 23,600 円	〃
	委員	日額 20,400 円	〃

」に改め、

同表小学校の部及び中学校の部中「78,000 円」を「157,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。